

都立高等学校を受検された保護者の皆様へ

東日本大震災等において被災した令和6年度入学生等に係る 入学料の免除について（お知らせ）

令和6年度都立高等学校入学者選抜及び令和6年度第一学期都立高等学校転学・編入学募集により入学する生徒のうち、下記に示す災害において被災した生徒については、申請により、入学料が免除となります。

入学料免除を希望される場合は、下記により申請してください。

記

1 対象となる災害

発生年度	災害名称
平成22年度	東日本大震災
平成28年度	平成28年熊本地震
平成30年度	平成30年7月豪雨
平成30年度	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年度	令和元年台風第19号
令和2年度	令和2年7月豪雨

2 申請期間

合格発表の日の翌日から起算して5日以内とする（ただし、5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）。

3 申請書類

- 入学料減免申請書（第3号様式）
- 上記1に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用範囲に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

- * (1) の記入用紙は、入学する都立学校の経営企画室（事務室）にあります。
- * (2) については、他の手続き等で既に学校に提出済の場合は提出不要とします。
- * 入学料減免申請をされた方は、入学料を納付せず、「納入通知書兼領収証書」を経営企画室（事務室）に返却してください。

4 申請先・問合せ先

入学する都立高等学校の経営企画室（事務室）

5 その他（東日本大震災等における被災者以外の方）

入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。申請期間は、合格発表の日の翌日から起算して5日以内（5日目が土・日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）です。

希望される方は、お早めに入学する都立学校の経営企画室（事務室）に御相談ください（申請に当たり必要な書類が上記3と異なります。）。

都立中等教育学校後期課程に
進級される保護者の皆様へ

東日本大震災等において被災した令和6年度入学生等に係る 入学料の免除について（お知らせ）

令和6年度に都立中等教育学校後期課程に進級する生徒のうち、下記に示す災害において被災した生徒については、申請により、入学料が免除となります。
入学料免除を希望される場合は、下記により申請してください。

記

1 対象となる災害

発生年度	災害名称
平成22年度	東日本大震災
平成28年度	平成28年熊本地震
平成30年度	平成30年7月豪雨
平成30年度	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年度	令和元年台風第19号
令和2年度	令和2年7月豪雨

2 申請期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月6日（水）まで

3 申請書類

- 入学料減免申請書（第3号様式）
- 上記1に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用範囲に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

- *（1）の記入用紙は、進級する都立学校の経営企画室（事務室）にあります。
- *（2）については、他の手続き等で既に学校に提出済の場合は提出不要とします。
- * 入学料減免申請をされた方は、入学料を納付せず、「納入通知書兼領収証書」を経営企画室（事務室）に返却してください。

4 申請先・問合せ先

進級する都立中等教育学校の経営企画室（事務室）

5 その他（東日本大震災等における被災者以外の方）

入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。申請期間は、令和6年3月1日（金）から令和6年3月6日（水）までとなります。

希望される方は、早めに進級する都立学校の経営企画室（事務室）に御相談ください（申請に当たり必要な書類が上記3と異なります。）。

併設する都立高等学校に
進学される保護者の皆様へ

東日本大震災等において被災した令和6年度入学生等に係る 入学料の免除について（お知らせ）

令和6年度に併設する中学校から都立高等学校に内部進学する生徒のうち、下記に示す災害において被災した生徒については、申請により、入学料が免除となります。入学料免除を希望される場合は、下記により申請してください。

記

1 対象となる災害

発生年度	災害名称
平成22年度	東日本大震災
平成28年度	平成28年熊本地震
平成30年度	平成30年7月豪雨
平成30年度	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年度	令和元年台風第19号
令和2年度	令和2年7月豪雨

2 申請期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月6日（水）まで

3 申請書類

- 入学料減免申請書（第3号様式）
- 上記1に示す災害発生時に、当該災害の災害救助法適用範囲に住所を有し、被災したことを証明する書類（罹災証明書等）

- *（1）の記入用紙は、進学する都立学校の経営企画室（事務室）にあります。
- *（2）については、他の手続き等で既に学校に提出済の場合は提出不要とします。
- * 入学料減免申請をされた方は、入学料を納付せず、「納入通知書兼領収証書」を経営企画室（事務室）に返却してください。

4 申請先・問合せ先

進学する都立高等学校の経営企画室（事務室）

5 その他（東日本大震災等における被災者以外の方）

入学料の納付が経済的に困難な家庭については、入学料を免除又は1/2減額する制度があります。申請期間は、令和6年3月1日（金）から令和6年3月6日（水）までとなります。

希望される方は、早めに進学する都立学校の経営企画室（事務室）に御相談ください（申請に当たり必要な書類が上記3と異なります。）。